

『責任ある機関投資家』の諸原則

«日本版スチュワードシップ・コード»への取組方針

(2014年4月制定)

(2017年6月改定)

(2020年1月改定)

(2020年6月改定)

(2023年9月改定)

(2024年5月改定)

株式会社りそな銀行

当社は、2014年4月、「責任ある機関投資家」の諸原則«日本版スチュワードシップ・コード»（以下、「本コード」）の受け入れを表明、また2017年5月の改訂に対し、同年6月に改訂趣旨に賛同しこれを受け入れることを表明しました。

2020年1月には、グループ会社のりそなアセットマネジメントへの資産運用機能の移管集約に伴い、本コードへの取組方針を更新しました。

今回、2020年3月に改訂された本コードを踏まえ、当社の取組方針を更新しました。改訂した取組方針は、日本の上場株式の運用を念頭に置いたものですが、他の資産に投資する場合にも本コードに即して対応してまいります。

当社では、本コードを遵守すべきルールとしてではなく、お客さまおよび投資先企業を含む社会とともに持続的に成長するビジネスモデルを構築する取り組みとして捉えています。すなわち、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促して中長期的な投資リターンを拡大し、お客さま、投資先企業ひいては社会に付加価値を提供することを通じ、初めて当社自身も持続的な成長を実現できるものと考えています。

当社は、責任ある機関投資家として、信託財産等の運用にあたり、中長期的な観点からお客さまの利益の拡大を図る姿勢を明確化するために、以下の通り「責任投資にかかる基本方針」を定めています。

当社は2020年1月の会社分割に伴い、信託財産等の運用や議決権行使を運用機関に委託する体制となりましたが、委託先運用機関を適切に選定するとともに、この「責任投資にかかる基本方針」の理念を共有したうえで、引き続きスチュワードシップ責任を果たすための取組みを行ってまいります。

－責任投資にかかる基本方針－

1. 基本的な考え方

当社は、投資活動を通じて資本市場の健全な発展及び持続可能な社会の実現に貢献することが、投資先・発行体の持続的な成長、ひいてはお客さま・受益者（最終受益者を含む。）の中長期的な効用最大化につながると考えています。

信託財産等の運用にあたっては、投資先企業の財務情報に加え、環境・社会・企業統治（ESG：Environment, Social and Corporate Governance）にかかる課題への対応が企業価値に与える影響や、気候変動や自然資本の損失、人権等の持続可能な社会の実現に向けた課題に関するリスク・機会についても十分に把握・分析し、投資の意思決定プロセスや議決権行使、投資先・発行体や政策立案者、その他の多様なステークホルダーとの対話・エンゲージメントに反映させることが、投資先・発行体の持続的な成長ひいては信託財産等の価値の増大につながると考えています。

当社は信託財産等の運用の大部分を外部運用会社に委託しており、委託先選定に当たっては、上記方針への理解を求めます。

2. 目的

本方針は、専ら受益者の利益のため、信託財産等の価値の増大を図るための運用戦略上の手段として適切な行動を促すことを目的とします。

3. 具体的な取組み

本方針を具体化する取組みとして、運用委託先の選定・モニタリングにおいて以下の事項を考慮します。

1. 責任投資に係る方針および体制

- ・ 責任投資にかかる方針を策定しており、本方針の考え方に沿っていること
- ・ 責任投資推進にかかる適切な監督体制と実施体制を整備していること

2. 投資の意思決定プロセスへの ESG の組込み

- ・ 重要な ESG 課題を特定し、投資判断に反映させていること
- ・ 気候変動や自然資本の損失、人権課題等に関するリスク・機会を投資判断に反映させていること

3. 建設的な対話・エンゲージメント

- ・ 中長期的な価値向上に向けて有価証券等の発行体と ESG 課題を含む内容について建設的な対話・エンゲージメントを行っていること
- ・ 気候変動や自然資本の損失、人権課題等の解決に向けて投資先・発行体のみならず、政策立案者やその他のステークホルダーと対話・エンゲージメントを行っていること

- ・ 協働エンゲージメント等、実効性を高めるための工夫を行っていること
4. 受託者として適切な議決権行使
- ・ ガバナンス体制の強化を始めとして、気候変動や自然資本、人権を含む環境問題、社会問題への取り組みについて投資先・発行体と対話・エンゲージメントを実施し、その内容を踏まえて議決権行使を行っていること
5. 情報開示
- ・ 責任投資にかかる取り組みの進捗を適切に管理し、開示していること
6. 特定企業の除外
- ・ 核兵器・化学兵器・生物兵器等の大量破壊兵器や対人地雷・クラスター弾の非人道的な兵器の開発・製造等に関する企業へ投資していないこと（※1～3）
- ※1 パッシブ運用、当社のお客さまから個別に運用ガイドライン等の指定があった場合を除きます。
- ※2 開発・製造等に関するとは、開発・製造のほかに販売、保守・メンテナンス、改良、輸送・移転、実験・テスト、施設運営、訓練を含みます。
- ※3 核兵器の開発・製造等に関する企業の内、核兵器の不拡散に関する条約（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons）で核保有国とされている国内で開発・製造等に関する企業は除外対象としません。核保有国は、米国、フランス、イギリス、中国、ロシアです。

当社では、「責任投資にかかる基本方針」に沿った取り組みを実践していくにあたり、資産運用業務に携わる従業員が運用部門の理念を共有し企業文化として醸成していくことが重要であるとの認識の下、行動規範および職業倫理を定めた上で、これを誓約することで浸透を図っています。

<ご参考>

－行動規範－

資産運用業務に携わる者は、以下の運用部門の理念を共有し、高い専門性に基づいて、真にお客さまのために各々の業務を遂行するものとする。

【運用部門の理念】

運用部門が有する、長年の年金運用で培った運用スキルおよび国内外資産への長期分散投資にかかる豊富なノウハウを、りそなグループのユニット各部門と共有し、お客さまの資産形成を支援・促進する。

－運用者としての職業倫理－

資産運用業務に携わる者は、以下の条項を実践します。

(1) お客さまのために

・私は運用者として、常にお客さまの真の利益を追求します。

(2) 私的利益の排除

・私は運用者として、自身の受託者としての忠実義務を厳格に果たし、お客さまの利益と相反する、あるいは相反する可能性のある私的利益を享受しません。

(3) 専門性・スキル向上の追求

・私は運用者として、飽くことなく運用に係る専門性・スキルの向上を追求し、冷静な分析そして最適な判断を行うことで、お客さまの資産形成を支援・促進できるよう努力します。

(4) 責任ある投資

・私は運用者として、企業の株式を保有するということは、株主としての権利のみならず、投資先企業の持続的成長に向けた責任（スチュワードシップ責任）も有することを常に認識し行動します。

(5) 金融・証券市場発展への貢献

・私は運用者として、金融・証券市場における健全な取引運営の推進に力を注ぎ、市場全体の発展に貢献するよう努めます。

(6) 社会への貢献

・私は運用者として、長期的な視野に立った企業価値向上に取り組むことにより、広く社会にその恩

恵がもたらされ、社会の持続的成長と発展に貢献するよう努めます。

－ 誓約（コミットメント） －

資産運用業務に携わる者は、行動規範および職業倫理に則り、以下の事項について誓約する。

（１）お客さまへの誓約

私たちはお客さまにとっての真の利益を追求します。

（２）投資先企業への誓約

私たちは、投資先企業に積極的に関わることを通じて、中長期的な企業価値の最大化をサポートします。

（３）資本市場への誓約

私たちは、金融・証券市場における健全な取引運営の推進に力を注ぎ、市場の発展に貢献するよう努めます。

（４）会社株主への誓約

私たちは、高質な運用商品の提供による受託残高の増加と適正な報酬の確保により、株主からの信頼および期待にお応えするよう努めます。

（５）専門性追求への誓約

私たちは、飽くことなく運用に係る専門性・スキルの向上を追求します。また、お互いの専門性やスキルを認め尊重し、組織一体となってお客さまの目標の実現に尽力します。

（６）法令遵守への誓約

私たちは、資産運用に関する法令等を遵守するとともに、善管注意義務およびブルーデント・インベスター・ルールに則った適正な業務運営を行います。

スチュワードシップ・コードの各原則に対する取組方針

原則 1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、投資先企業の中長期的な企業価値向上の実現と社会課題の解決の両立に積極的に関わり、持続可能な社会の実現を目指しています。本コードにおける運用戦略に応じたサステナビリティの考慮は、投資先企業の企業価値向上及び持続的な成長を促すために必要と考えており、当社の「責任投資にかかる基本方針」の趣旨に合致するものであると考えています。

このような考えの下、当社は委託先の運用機関に対し、当社の「責任投資にかかる基本方針」を考慮したうえで、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、公表することを求めます。

原則 2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

りそなグループではグループ利益相反管理方針を定めています。当社は同グループ方針の主旨に則って「利益相反管理方針」を定めるとともに、取締役会の監督の下で、利益相反管理統括部署の担当執行役員を利益相反管理責任者として、利益相反のおそれがある取引等を特定・類型化し、あらかじめ管理方法（部門の分離、お客さまへの開示、取引条件の変更、その他）を定めて管理することにより、当社およびグループ会社とお客さまの間、あるいはお客さまと他のお客さまの間で発生する利益相反を防止する体制を整えています。

➤ [利益相反管理方針の概要](#)

当社では、責任投資の取組みを、専ら受益者の利益のため、信託財産等の価値の増大を図るための運用戦略上の手段として位置付けており、その取組みにあたり予め想定し得る利益相反については、上記管理方針に則り規定・体制の両面からの整備を行うことにより適切に管理します。

特に、資産運用に関して、委託先のグループ運用機関による投資先企業の選定や対話、議決権行使に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る類型として以下のようなケースを特定し、管理方法を定めた上で適切に対応します。

(1) 信託財産等で保有する株式の議決権行使

【具体的に想定され得る局面】

- ・委託先のグループ運用機関に対して、当社グループの法人営業部門より取引関係等を有する企業の株式にかかる議決権行使についての賛否判断や行使結果への干渉があった場合。

【管理方法】

- ・委託先のグループ運用機関と当社グループの法人営業部門の分離
- ・当社グループの法人営業部門からグループ運用機関に対する議決権行使にかかる干渉禁止
- ・当社グループの法人営業部門からグループ運用機関に対する人事異動の制限

(2) 信託財産等の運用における投資先企業の選定・対話

【具体的に想定され得る局面】

- ・委託先のグループ運用機関に対して、当社グループの法人営業部門より取引関係等を有する企業が発行する有価証券にかかる投資判断や当該企業との対話への干渉があった場合。

【管理方法】

- ・委託先のグループ運用機関と当社グループの法人営業部門の分離
- ・当社グループの法人営業部門から委託先のグループ運用機関に対する投資先選定や対話にかかる干渉の禁止
- ・当社グループの法人営業部門から委託先のグループ運用機関に対する人事異動の制限

(3) りそなグループが発行する有価証券への投資および議決権行使

【具体的に想定され得る局面】

- ・委託先のグループ運用機関がりそなグループが発行する有価証券に投資する場合および株式の議決権行使を行う場合。

【管理方法】

委託先のグループ運用機関に対し以下の対応を求める。

- ・投資基準の明確化による投資判断における恣意性の排除
- ・議決権行使助言会社の活用による恣意性の排除
- ・議決権行使結果の開示

委託先のグループ運用機関の議決権行使を含む責任投資の活動状況について取締役会、経営会議等に適宜報告し、経営陣と事実認識および課題認識を共有することにより、委託先のグループ運用機関の監督に対しトップダウンで推進される体制を構築しています。

原則 3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

委託先の運用機関に対し、投資の意思決定、対話ならびに議決権行使のプロセスにおいて、企業戦略、業績、資本政策、環境・社会・企業統治（ESG）等の機会とリスクに関連する項目を調査・検討の対象とし、かかる課題の把握に努めることを求めます。また、委託先の運用機関の取組みを継続的にモニタリングすることで、投資先企業の状況の実効的な把握に努めます。

原則 4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

委託先の運用機関に対し、財務及び非財務面の両面から投資先企業の状況をモニタリングするとともに、運用戦略と統合的で、サステナビリティを考慮した中長期的視点から投資先の企業価値向上や持続的成長を促すことを目的とした対話・エンゲージメントを積極的に実施することを求めます。

委託先の運用機関が、対話・エンゲージメントにおいて、投資先企業に対して状況を勘案しない一方的な要求をしたり、経営方針等の変更を求めたりすることを望みません。また、未公開の重要情報の提供を求めるものでもありません。

万一、未公開の重要情報を投資先企業より取得した場合は、運用機関の社内規程に則り厳格な情報管理・行動管理を求めます。

原則 5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

信託財産等で保有する株式の行使できる議決権については、原則としてすべて行使すべきであると考
えます。

議決権行使に際しては、ガバナンス体制の強化を始めとして、法令や企業倫理の遵守、社会との共
生、環境問題への取組み等、企業による社会的責任の遂行に関して投資先企業との対話・エンゲージ
メントを実施し、その内容等を踏まえ適切な判断に努めるべきだと考えます。

当社は、投資先企業の持続的成長に資すると考える「議決権行使の考え方」を定め公表しています。

委託先の運用機関に対し、当社の「議決権行使の考え方」を提示し、運用委託する信託財産等の
株式については、この考え方に基づき議決権行使を行うことを求めます。

委託先の運用機関に対し、四半期ごとに個別企業ごと議案ごとに議決権行使結果を公表すること
を求めます。その際、外観的に利益相反が疑われる議案、議決権行使に関する基本方針に照らして説明
を要する判断を行った議案、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案に
ついては、賛否を問わず、その理由の公表を求めます。

➤ [議決権行使の考え方](#)

委託先の運用機関が議決権行使助言会社を利用する場合は、利用する理由、利用方法を含め、
議決権行使結果と合わせて報告を求めます。

委託先の運用機関が信託財産等において保有する株式について貸株取引を行う際には、議決権行
使を行う権利を担保するために、一定の限度額を定めて行うことを求めます。

原則 6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、委託先の運用機関に対し「投資の意思決定プロセスへの ESG の組み込み」、「投資先企業との建設的な対話・エンゲージメント」、「受託者として適切な議決権行使」を中心とする責任投資の取り組み状況について、定期的に報告を求めます。

当社は、顧客受益者に対し、議決権行使結果を含めた責任投資の取り組み状況について定期的に報告、公表します。

原則 7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

委託先の運用機関の責任投資にかかる報告、協議、議論等を通じて、当社の責任投資への取り組みを工夫、改善していきます。

委託先の運用機関に対し、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための体制整備を求めます。

責任投資への取り組みの工夫、改善においては、責任投資にかかる方針や取り組みに対して適切な自己評価を行うことが重要であるとの考えの下、委託先の運用機関に対して定期的に自己評価を実施し、その評価結果を公表することを求めます。

当社の経営陣は、責任投資への取り組み状況を定期的に振り返るとともに、責任投資へ適切に取り組みするための組織体制を整備します。

原則 8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

機関投資家向けサービスを提供する場合は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するよう努めます。

以上